

通関士試験公告

第 60 回通関士試験の実施について、通関業法施行規則（昭和 42 年大蔵省令第 50 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 1 日（水）

財務大臣 片山 さつき

通関士試験は、次の要領により行う。

- 1. 試験日 令和 8 年 10 月 4 日（日）
- 2. 試験科目及び時間

- ①通関業法……………午前 9 時 30 分から午前 10 時 20 分まで
- ②関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第 6 章に係る部分に限る。）……………午前 11 時 00 分から午後 0 時 40 分まで
- ③通関書類の作成要領その他通関手続の実務……………午後 1 時 50 分から午後 3 時 30 分まで

これらの科目の出題範囲は、法律のほか、それぞれの法律に基づく関係政令、省令、告示及び通達とし、令和 8 年 7 月 1 日現在で施行されているものとする。

なお、通関業法に規定する通関業者に係る出題については、関税法第 79 条の 2 の規定において定義する認定通関業者に係るものを含む。

- 3. 試験の方法等

- (1) 各試験科目とも筆記（マークシート方式）により行う。

試験科目	出題形式、配点及び出題数			
	選択式 (注1)	択一式	計算式	選択式・ 計算式
《1》 通関業法	41 点 (13 問)	4 点 (4 問)		
《2》 関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第6章に係る部分に限る。）	49 点 (17 問)	11 点 (11 問)		
《3》 通関書類の作成要領その他通関手続の実務				
	通関書類の作成要領 (注2)			20 点 (2 問)
	その他通関手続の実務	10 点 (5 問)	3 点 (3 問)	12 点 (6 問)

注 1. 「選択式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式、又は五肢の中から「正しいもの」若しくは「誤っているもの」を複数選択する形式である。

注 2. 輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う輸出申告と輸入申告の問題を、前回（第 59 回）と同様の形式で各 1 問出題する。

- (2) 試験合格のためには、上記 3. (1)の表に掲げる試験科目すべてで合格基準を満たす必要がある。

4. 試験実施地並びに受験願書提出先及びその所在地

(試験実施地)

(受験願書提出先及びその所在地)

北海道	函館税関業務部通関業監督官	(〒040-8561) 函館市海岸町 24 番 4 号 函館港湾合同庁舎
新潟県	東京税関業務部通関業監督官	(〒135-8615) 東京都江東区青海 2 丁目 7 番 11 号 東京港湾合同庁舎
東京都	東京税関業務部通関業監督官	(〒135-8615) 東京都江東区青海 2 丁目 7 番 11 号 東京港湾合同庁舎
宮城県	横浜税関業務部通関業監督官	(〒231-8401) 横浜市中区海岸通 1 丁目 1 番地
神奈川県	横浜税関業務部通関業監督官	(〒231-8401) 横浜市中区海岸通 1 丁目 1 番地
静岡県	名古屋税関業務部通関業監督官	(〒455-8535) 名古屋市港区入船 2 丁目 3 番 12 号 名古屋港湾合同庁舎
愛知県	名古屋税関業務部通関業監督官	(〒455-8535) 名古屋市港区入船 2 丁目 3 番 12 号 名古屋港湾合同庁舎
大阪府	大阪税関業務部通関業監督官	(〒552-0021) 大阪市港区築港 4 丁目 10 番 3 号 大阪港湾合同庁舎
兵庫県	神戸税関業務部通関業監督官	(〒650-0041) 神戸市中央区新港町 12 番 1 号
広島県	神戸税関業務部通関業監督官	(〒650-0041) 神戸市中央区新港町 12 番 1 号
福岡県	門司税関業務部通関業監督官	(〒801-8511) 北九州市門司区西海岸 1 丁目 3 番 10 号 門司港湾合同庁舎
熊本県	長崎税関業務部通関業監督官	(〒850-0862) 長崎市出島町 1 番 36 号
沖縄県	沖縄地区税関業務部通関業監督官	(〒900-0006) 那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号 那覇第 2 地方合同庁舎 3 号館

注. 試験会場は、受験票に記載して通知する。

5. 受験願書の受付期間等

(1) 書面により提出する場合

- ① 書面により提出する場合、第 60 回試験から出願受付は原則郵送のみとする。(各税関への提出方法については、試験実施地を管轄する税関のホームページを確認すること。)
- ② 受付期間は、令和 8 年 7 月 21 日 (火) から同年 8 月 4 日 (火) までとする。郵送は、令和 8 年 8 月 4 日 (火) までの消印のあるものに限り受け付ける。

なお、受験願書には、受験手数料として 3 千円に相当する額の収入印紙を貼付すること。

- ③ 受験願書には、所定の箇所に写真を貼付した受験票を添付すること。
- ④ 試験科目の一部免除を受けようとする者は、上記の受験願書の受付期間中に通関士試験科目の一部免除申請書（税関様式B第1210号）及び証明書（税関様式B第1215号）（既に「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付を受けている者は当該通知書の写し）を受験願書とともに提出すること。

(2) NACCSを使用して提出する場合

- ① NACCSを使用して受験願書の提出をする場合の必要な手続は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）のホームページ（<https://www.naccs.jp>）を参照すること。
- ② 受付期間・時間は、令和8年7月21日（火）午前10時から同年8月4日（火）午後5時まで（土曜日、日曜日を含む。）とし、受験手数料として2千9百円を、上記の受付期間・時間内に電子納付すること。
なお、上記の受付期間・時間内に電子納付されない場合は、NACCSを使用した受験願書の提出自体が無効となるので注意すること。
- ③ NACCSを使用して受験願書の提出を行った後、所定の箇所に写真を貼付した受験票を別途郵送により提出すること。郵送は令和8年8月4日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- ④ NACCSを使用して試験科目の一部免除を受けようとする者は、証明書（税関様式B第1215号）（既に「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付を受けている者は当該通知書の写し）を電子ファイルとして添付して、NACCSを使用して提出すること。また、この場合の必要な手続は、NACCSセンターのホームページを参照すること。

6. その他

- (1) 受験願書等の請求又は受験手続に関する照会は、各税関の通関業監督官へ行うこと（郵送による場合は、必ず所要の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること）。
- (2) 試験の詳細は、「第60回通関士試験受験案内」を参照すること。